

## 監督方針および教育行政に関するGHQ指令

教育に関する占領当局の態度は、1945年の最後の3か月間に発行された一連の4つの指令で明確に示されました。GHQ政策の最重要テーマは、軍国主義的、超国家主義的思想と教育の廃止でした。過去10年間。

日本の教育制度の管理と題された教育に関する最初の指令は、1945年10月22日に発行され、教育の内容、人員、および施設を扱った。教育内容については、以下の点が指摘されました。

「(1) 軍国主義的および超国家主義的イデオロギーの普及は禁止され、すべての軍事教育および訓練は中止される。

(2) 代表的な政府、国際平和、個人の尊厳、集会、言論、宗教の自由などの基本的人権と調和した概念の浸透と実践の確立が奨励されるだろう。」

教育関係者に関して、指令は次のように述べています。

「(1) 教師と教育関係者は可能な限り迅速に調査され、すべてのキャリア軍人、軍国主義と超国家主義の積極的な指数であった人、および占領政策に積極的に敵対する人は排除されます。

(2) 自由主義的または反軍国主義的な意見または活動のために解雇、停職、または辞任を余儀なくされた教師および教育関係者は、直ちに資格があると宣言され、適切な資格がある場合は再任命が優先されません。

(3) 人種、国籍、信条、政治的意見、または社会的地位を理由とする学生、教師、または教育関係者に対する差別は禁止され、そのような差別から生じた不平等を是正するための迅速な措置が講じられます。」

最後に、「教育プロセスの手段」に関して、指令は次のように示しています。

「(1) 緊急時に一時的に使用が許可されている既存のカリキュラム、教科書、教育マニュアル、および教材は、可能な限り迅速に調査され、軍国主義または超国家主義的イデオロギーを促進するように設計された部分は、排除されました。

(2) 教育を受け、平和で責任ある市民を生み出すために設計された新しいカリキュラム、教科書、教育マニュアル、および教材が準備され、可能な限り迅速に既存の資料に置き換えられます。

(3) 通常稼働している教育制度は可能な限り迅速に再構築されるが、施設が限られている場合は初等教育と教員養成が優先される」と述べた。

この指令で求められている厳格な措置、特に教員のスクリーニングとページ、および教育カリキュラムの改訂は、教育システムの中心を切り開く変更を必要としました。これらの政策を精力的に追求するという占領当局の決意は、これらの措置の実施に関するさまざまな詳細を説明する3つの追加指令の迅速な発行によって実証されました。

1945年10月30日の2番目の指令、「教師と教育関係者の調査、スクリーニング、および認定」は、最初の指令で指定されているように、教育者をスクリーニングおよびページするための手順を詳しく説明しました。1945年12月15日の第3指令、「政府の支援、支援、永続化、管理、および国家神道の普及」（神道神道、神道神道）は、政府による神道の保護と支援を禁止し、神道教育を学校から削除しました。この措置の動機は、神社神道の思想が軍国主義的および超国家主義的イデオロギーを正当化するために使用され、それによって日本人を戦争に導いたという根本的な信念でした。1945年12月31日の第4指令、道徳のコースの一時停止（修信）、日本の歴史と地理学は、GHQが再開を許可するまで、これらの科目を教育カリキュラムから除外しました。さらに、これらの主題に関連するすべての教科書と教材のリコールと、新しいガイドラインと新しい教科書の計画の提示を要求しました。全体として、4つのGHQ指令で求められた措置は、軍国主義的または超国家主義的思想の痕跡を教育システムから取り除くための徹底的な試みを表しており、文部省の建設教育政策で概説された手順をはるかに超えていました。新しい日本の。さらに、これらの主題に関連するすべての教科書と教材のリコールと、新しいガイドラインと新しい教科書の計画の提示を要求しました。全体として、4つのGHQ指令で求められた措置は、軍国主義的または超国家主義的思想の痕跡を教育システムから取り除くための徹底的な試みを表しており、文部省の建設教育政策で概説された手順をはるかに超えていました。新しい日本の。

1946年5月7日、教育者の捜査と検診の実施に関する皇室令（ちよくれい）が公布され、その後まもなく本格的な検診が行われた。教育者がその地位を維持できるかどうかは、事前に定められた条件に基づいてさらに調査することなく自動的に失格となるか、審査委員会によってその地位が審査されるかのいずれかの方法で決定されました。1947年10月までに、約650,000人が検査されました。これらのうち、2,623人が審査委員会によって失格となり、さらに2,717人がさらなる調査なしに自動的に削除されました。さらに、かなりの数の教育者が、スクリーニングプロセスを回避するために自発的に彼らの立場を放棄しました。

1945年9月20日、GHQ指令の発行に先立ち、文部省は教科書の段階的改訂計画に関する通知を発行し、以下

の項目は教室での使用に不適切であると宣言されました。国防のために；2) 闘志の励まし。3) 国際的な調停を妨害するもの。4) 戦争が終結したという事実を受け入れなかった、または学生生活の現在の状況とは明らかに無関係であったもの。しかし、GHQ指令はより包括的であり、省は直ちに行動を起こす必要がありました。

輸送システムがひどく損傷したときに教科書を使用から撤退させることに伴うロジスティック上の困難にもかかわらず、省はGHQ指令を遵守しようとし、1946年1月11日に、教科書 (shushin)、日本人国の歴史 (コクシ) と地理は直ちに停止されるべきであり、その年の2月12日に、これらの主題の教科書は省に返還されるべきであるという別の通知を発行した。同時に、省はこれらの科目の教育を再開するためにGHQからの許可を確保するために必要な編集作業と計画を開始しました。1946年6月に地理をカリキュラムに再導入し、続いて10月に日本の国史を再導入する許可が与えられました。

道徳に関連する主題の再導入は、より困難を示しました。文部省は、超国家主義的な内容の古い道徳的主题を一扫しようとするのではなく、民主主義社会における市民の役割に備える市民教育に重点を置くことを最初に決定しました。1945年11月、市民教育改革委員会が設置され、この委員会は道徳教育と市民教育を公民 (公民) と呼ばれる新しい主題に統合すべきであると勧告した。その後、1946年5月、省はこの計画に関する通知を発行し、これは道徳の特別な主題ではないが、新しい教育システムは道徳教育の実体を放棄することを意図していないと付け加えた。

省は、1945年12月22日に次の通知を発行することにより、神道の国家支援に関する1945年12月15日のGHQ指令に迅速に対応しました。2) 神社の崇拝と神道関連の儀式や儀式の実行は、学校で禁止されています。3) 神社、祭壇、鳥居、神聖なロープ、および天皇を崇拝する場所や亡くなった兵士の精神を崇拝する場所に取り付けられているものを含む、神道に関連する他のすべての道具は学校から削除されます。

GHQ指令に含まれるいくつかの項目は、文部省のイニシアチブですすでに講じられた措置と一致していました。終戦直後の1945年8月24日、学生への軍事教育、戦時活動に関連する体育、学校に関連する民間防衛に関する指示、通知などが廃止された。10月3日には銃剣訓練と軍事訓練が禁止され、11月6日には武道が追隨した。9月5日、8月28日の内閣の決定に基づき、陸軍および海軍の学校の卒業生および学生は、文部省が管理する学校への入学を許可されるという別の通知が発行された。

同様に、文部省は社会教育の分野で独自の計画を進めました。1945年10月15日の第二次戦後組織改革の際に、社会教育局が再建された。同省は、民主主義の方法で市民を教育する必要性を十分に知っていたため、市民教育を特に重要視しました。近い将来に行われる総選挙を考えると、この課題は特に緊急を要するように思われた。

女性の地位に関連する改革の場合、教育と政治的変化との関係は特に明確でした。1945年10月11日、新内閣が結成された直後、SCAPは、女性参政権の必要性和男女間の平等の達成について指摘した。これは、ダグラス・マッカーサー自身の口から幣原喜重郎首相 (1872年-1951年) に伝えられた。同月の閣議決定により、20歳からのすべての市民に普通選挙権を拡大する道が開かれ、この変更は1945年12月の選挙法改正に組み込まれた。この動きの教育的対応物は、12月4日に内閣が合意した女子教育改革の概要 (女子教育佐信陽子) でした。それは、男女の教育において平等な機会があるべきであると述べました。それは、男性と女性に与えられる教育の内容の平等と、男女間の相互尊重を求めた。具体的には、女子高校 (こと女学校) の教育内容は、中学校の男子と同レベルに引き上げられることになった。大学を含む高等教育機関は男女共学であることになっていた。そして当面は女性の大学の設立が優先された。高校 (琴女学校) の教育は、中学校の男子と同じレベルに引き上げられることになっていた。大学を含む高等教育機関は男女共学であることになっていた。そして当面は女性の大学の設立が優先された。

連合国軍による占領が始まると、1945年9月19日に日本新聞遵則 (日本出版法) が制定され、連合国軍やアメリカ合衆国への批判が禁じられるなど、検閲を含む民間への情報統制が開始された。同年9月22日に、日本と韓国の広報、教育、宗教など社会学的問題に関する施策を担当する専門部隊として米太平洋陸軍総司令部 (GHQ/USAFAPAC=United States Armed Forces in the Pacific) にICEが設置され、同年10月2日に連合国軍最高司令官総司令部 (GHQ/SCAP) が正式発足するに伴って同組織に移管した。

CIEでは、敗戦国日本における教育全般 (初・中・高等教育、社会教育)、教育関係者の適格審査、各種メディア (新聞、雑誌、ラジオ)、芸術 (映画、演劇)、宗教 (神道、仏教、キリスト教、新興宗教)、世論調査、文化財保護など、教育と文化に関する極めて広範囲にわたる諸改革を指導・監督した。同じく敗戦国であるドイツ、イタリアに比べ、日本への統制は非常に厳しかった。その後占領行政の進行に伴う数度の組織改編を経て、占領終了の1952年4月28日に組織としてのCIEは廃止された。CIEの文化政策は、1953年にアメリカ国務省が自国のイメージアップ戦略のために設立したアメリカ合衆国広報文化交流局のUSIS (United States Information Service) の略。戦時中の米国プロパガンダ機関「戦争情報局」の後身) に吸収された。

CIEは教育刷新委員会等を通じて教育基本法制定に関与したほか、国立国会図書館の設立や、公共図書館・学校図書館の普及振興、日本各地に23か所のインフォメーション・センター (CIE図書館) の設置などを行った。その活動報告書は1948年にGHQ連合最高司令部・民間情報教育局報告書 (General Headquarters Supreme Commander for the Allied Powers Civil Information and Education Section Tokyo, May, 1948) Education in the New Japan として刊行された。